

# 兵庫県公報

令和5年6月20日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2

## 公布された法令のあらまし

- ◎離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第30号）  
離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正により、事業税の課税免除に係る対象の設備が見直されることに伴い、減価償却資産の字句を設備に改める等規定の整備を行うこととした。
- ◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第31号）  
使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、租税特別措置法に関する特定の民間再開発事業認定申請手数料が廃止されることに伴い、当該手数料について収入証紙により徴収する規定を削除することとした。

## 規 則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第30号

#### 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成5年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「減価償却資産」を「設備」に改め、同条中「減価償却資産」を「設備」に、「第12条第3項の表の第3号」を「第12条第4項の表の第3号」に、「第45条第2項の表の第3号」を「第45条第3項の表の第3号」に、「第2条第1項第1号イ」を「第2条第1号イ」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

~~~~~

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第31号

#### 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項36中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2第14項に規定する要件に該当する事業であることについての認定に関する手数料については、この規則による改正後の収入証紙条例施行規則別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項36の規定にかかわらず、なお従前の例による。